

前橋市個人情報保護審査会（第78回）会議議事録

- 1 日 時 令和4年4月22日（金）
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 場 所 前橋市役所本庁舎3階31会議室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯委員、小林委員、西村委員、長谷川委員、
松本委員

事務局 福島参事、蜂巢課長補佐（行政管理課）
岡田課長、高橋係長（情報政策課）

説明者 高草木副参事、堀内副主幹（防災危機管理課）
高橋主任、大塚主事、生方主事（市民課）
大島主事（社会福祉課）
佐藤課長補佐、関主事（子育て支援課）
橋本課長補佐、萩原主事（長寿包括ケア課）
高橋係長、穂苅副主幹（保健総務課）
齋藤主事、柄本主事（国民健康保険課）
堀越こども図書館長（図書館）
鹿島主任（消防局予防課）

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 審議・報告事項

ア 会長の選出

イ 機構改革による個人情報取扱事務の所管変更について

ウ 個人情報取扱事務開始届等について

エ 令和3年度個人情報保護の実施状況について

オ 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について

(4) その他

(5) 閉会

5 審議・報告事項について

(1) 会長の選出

小磯委員を会長として互選し、会長が長谷川委員を会長の職務代理者として指名した。

(2) 議事録署名人について

会長が議事録署名人に小林委員を指名した。

(3) 機構改革による個人情報取扱事務の所管変更について

事務局から、令和4年4月1日付けの機構改革により所管変更された個人情報取扱事務（ごみ減量化器具購入費助成事務以下27件）について報告があった。

(4) 個人情報取扱事務開始届等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（住宅用火災警報器の設置状況等調査以下5件）、個人情報取扱事務変更届（戦争犠牲者援護事務以下4件）、個人情報取扱事務廃止届（市民課キオスク端末監視カメラの設置・運営事業以下7件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの184件）について報告があった。

○主な質疑

【住宅用火災警報器の設置状況等調査】

（小磯会長）

本件調査に関しては、総務省消防庁の通知に基づき行われているという説明がありましたが、火災警報器の設置自体の義務付けは、法律や条例で決まっているものでしょうか。

（消防局予防課 鹿島主任）

住宅用火災警報器の設置については、平成20年6月1日から前橋市火災予防条例に基づいて設置が義務付けられています。

（小磯会長）

新築と既存の住宅で取り扱いが異なるのでしょうか。

（消防局予防課 鹿島主任）

新築住宅に関しては、平成18年から設置が義務付けられており、また、既存の住宅に関しては、平成20年6月から設置が義務付けられています。

（小磯会長）

調査自体は毎年行っているのでしょうか。

（消防局予防課 鹿島主任）

調査に関しては、市町村毎に時期・方法が異なっていたのですが、平成28年からは消防庁の通達により、調査方法が統一されました。

【ひとり親家庭養育費確保支援事業】

（小磯会長）

養育費の保証促進に関して、補助対象となるのは、初回の保証費のみとなるのでしょうか。

(子育て支援課 関主事)

補助対象となるのは、初回の保証費のみとなります。

(小磯会長)

保証会社によって保証費は異なると思いますが、補助金はいくらぐらいを設定しているのでしょうか。

(子育て支援課 関主事)

最大5万円を設定しています。

【犯罪被害者等支援事務】

(小磯会長)

収集先に本人以外で警察署の記載がありますが、前橋だと前橋警察署と前橋東警察署と2つの警察署がありますが、両警察署から情報提供を受けるに当たり、協定を結んでいるのでしょうか。

(防災危機管理課 堀内副主幹)

令和4年3月28日に前橋警察署及び前橋東警察署と協定を結んでいます。

(西村委員)

その他記録項目に「暴力団員等か否か」とありますが、これはどのような趣旨でしょうか。また、記載にある「等」にはどのような内容が含まれているのでしょうか。

(防災危機管理課 堀内副主幹)

犯罪被害者に対し、見舞金を支給しますが、暴力団員の抗争によって被害を被った場合には、支給の対象外としています。また、「等」ですが、暴力団に準じた半グレを対象としています。

(西村委員)

半グレかどうかはどう判断しているのでしょうか。

(防災危機管理課 堀内副主幹)

警察で半グレの情報を把握していますので、警察から情報提供を受けています。

【戸籍事務】

(小磯会長)

変更内容に経常的な目的外利用・外部提供先が「無」から「有」に変更するとなっています。一方で変更年月日が平成10年4月1日と条例施行日まで遡っての届となっていることから、今まで審査会のチェックも通さず経常的に利用・提供を行っていたということでしょうか。

(市民課 高橋主任)

今回経常的な目的外利用・外部提供先に加えた機関ですが、過去利用・提供を行った実績はなかったのですが、戸籍法に照らし合わせて、全体的に内容を見直し、想定される利用先・提供先も含めて実態に合わせる形で変更届を作成しました。

【目的外利用 No. 4】

(長谷川委員)

新型コロナワクチン接種勧奨を行うために、市民税課から保健総務課への目的外利用を行うとありますが、保健総務課が市民税課の保有している情報をどのような用途でワクチン接種の勧奨を行うかが、この届の内容ではよく分かりません。もう少し詳細な説明をお願いします。

(保健総務課 高橋係長)

接種勧奨については、あらゆる手段を講じることが国からも求められている中で、市民税課が保有する特徴課税情報を利用することで、事業者単位で接種率を算出し、接種率が著しく低い事業者に対して、接種勧奨ができるのではないかと内部で検討しました。結果的に、接種率が著しく低い事業者がなかったことや規模接種会場で企業・団体が接種できる機会が確保されたこと、また、当時ワクチンの供給が少量で予約が取れにくいといった外的な要因もあったことから、接種勧奨にまでは至りませんでした。

【条例第8条第2項第7号に基づく目的外利用等届出書】

(小磯会長)

本日追加のあった「ネイチャーキッズプロジェクト」に関する目的外利用の届については、条例第8条第2項第7号に基づき審査会の意見を求めた上で目的外利用を行うこととなります。委員さん方はこちらについて質問等がありますでしょうか。

〈特に質問なし〉

(小磯会長)

本件については、公益上特に必要があると認められ、関係者の利益を不当に侵害しないかという観点から目的外利用をすることが適切か検討をするものになります。届出書の記載にあるように対象者に案内を出した後は直ちに個人情報破棄する形をとっていることは注記にもあります。公益上特に必要かつ関係者の利益等を害する恐れがないと考えますがよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

では、本件について、審査会として一時的な目的外提供は適切であると判断します。

【個人情報目的外利用等届出書の記載について】

(小林委員)

同一事務からの目的外提供のうち、目的外提供を行う基本的な記録項目の中で、氏名・生年月日があるものないものが混在していますが、これはどう理解したらよろしいでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

照会内容に氏名・生年月日等の記載があったとしても、回答内容が支援措置の申請の有無のみ回答する場合には、目的外提供を行う基本的な記録項目の氏名・生年月日のチェックをしていません。一方で回答内容に氏名・生年月日等を含んだ状態で回答している場合には、記録項目にもチェックが入っており、そのように使い分けをしています。

(長谷川委員)

目的外提供の中で、No. 174、175、176は目的外提供先が道路建設課となっていますが、道路建設課は市の組織になると思いますので、目的外提供を行う根拠が条例第8条第2項第6号ではなく、第5号と思いますが、誤りでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

長谷川委員のご指摘どおり、第5号が正しい根拠となります。

(松本委員)

各届の中にある所掌組織名の中に、例えば農業委員会は「長」ではなく、委員会になっていますが、理由があるのでしょうか。

(情報政策課 岡田課長)

実施状況報告書の80ページをご覧ください。こちらの実施機関に記載の組織名がそのまま開始届等の各届の所掌組織名として記載していき、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、公立大学法人前橋工科大学については、「長」ではない取り扱いとなっています。また、個人情報保護条例第2条をご覧ください。本条で実施機関を定めていき、この規定に基づき、取り扱いを行っています。

(行政管理課 福島参事)

情報公開条例も個人情報保護条例と同様に実施機関の定めがあり、内容も同様になっています。実施機関については、地方自治法が根拠になっているものと思われます。

(小磯会長)

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

○質疑

〈質疑なし〉

(6) 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について

事務局から、「予防接種に関する事務 全項目評価書」の評価書に関して、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点に基づき、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性について、資料に基づき説明を行った。

○質疑

（小磯会長）

今回の主な変更点は、事務局から説明があったとおり、電子交付機による接種証明書の交付に関して、専用の電子交付アプリを用いて行う際の個人番号の取得が追加になること。そして、VRSによる他市町村への接種記録照会が本人同意なくできることとなります。評価に関しては、適合性と妥当性について審査していくわけですが、委員の皆さんから意見はありますか。

（小磯会長）

前橋市では特定個人情報を取扱っている事務が、今回の「予防接種に関する事務」以外にもあると思いますが、過去特定個人情報の取り扱い上問題が生じたことはありますか。

（情報政策課 岡田課長）

特定個人情報の取り扱いを開始して以来、特に問題は生じていません。また、評価書の内容についても定期的に見直しを行っています。

（松本委員）

国のVRSとのやり取りについては、暗号化された通信回線を用いていると記載がありますが、市に保存されているデータ自体には暗号化はされているのでしょうか。

（情報政策課 岡田課長）

予防接種ファイルを扱っている健康情報システムは、事業者のデータセンターで管理しています。本市の領域で扱っているデータベース自体に暗号化処理を行っています。

（小磯会長）

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

6 その他

(1) 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了

承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

7 閉会 午後2時50分